

令和8年（2026年）5月28日

保護者の皆様

豊中市立 北条小学校
校 長 浅田 正志

非常変災時の措置について（変更）

保護者の皆様にはますますご清祥のことと、お喜び申し上げます
日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
非常変災時の措置につきまして、豊中市教育委員会事務局より変更をする旨の通知
がありました。通知を踏まえ、本校においても次の通りといたしますので、お知らせ
いたします。なお、この変更につきましては、5月29日からといたします。

記

【変更前】

非常変災時に自宅待機や臨時休校等の措置をするのは、
豊中市もしくは豊中市を含む地域に下記の気象情報のいずれかが発令された場合

- ・「暴風警報」「暴風特別警報」
- ・「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「大雨特別警報」
- ・「洪水警報」



【変更後】

非常変災時に自宅待機や臨時休校等の措置をするのは、

①豊中市もしくは豊中市を含む地域に下記のいずれかが発令された場合

- ・「暴風警報」「暴風特別警報」
- ・「レベル3大雨警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」

②神崎川に下記のいずれかが発令された場合

- ・「レベル3氾濫警報」「レベル4氾濫危険警報」「レベル5氾濫特別警報」

- ※ 「暴風警報」「暴風特別警報」は従来からの変更はありません。
- ※ 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。「レベル3大雨警報」は、従来の「大雨警報」に相当します。
- ※ 従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。
（旧）「洪水警報」→【猪名川、神崎川】（新）「レベル3氾濫警報」
→【上記以外の河川】（新）「レベル3大雨警報」
- ※ 本校は、猪名川の浸水想定区域外であることから、猪名川に氾濫警報が発令されても自宅待機や臨時休校とはならず、通常通りの授業です。
- ※ 上記にかかわらず、学校と教育委員会が協議の上、校区の状況について危険であると判断する場合は、自宅待機ならびに臨時休業とする場合があります。

非常変災時(大雨・暴風、地震 等)の措置について

令和8年(2026年)5月29日より

(1)-1 豊中市もしくは豊中市を含む地域に

「暴風警報」「暴風特別警報」

「レベル3大雨警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」

のいずれかが発令された場合

(1)-2 猪名川または神崎川に ※対象校のみ

「レベル3氾濫警報」「レベル4氾濫危険警報」「レベル5氾濫特別警報」

のいずれかが発令された場合

(浸水想定区域)

河川名	対象校
猪名川	原田小学校、豊島西小学校、豊島北小学校、豊島小学校、中豊島小学校、第一中学校、第四中学校、庄内さくら学園、庄内よつば学園
神崎川	豊島西小学校、豊島北小学校、豊島小学校、中豊島小学校、北条小学校、小曾根小学校、高川小学校、豊南小学校、第一中学校、第四中学校、第十二中学校、第十六中学校、庄内さくら学園、庄内よつば学園

● 登校前

- ・ 午前7時～午前10時までの間で発令中 → 自宅待機
- ・ 午前10時(气象台10時発表を含む)までに解除 → 登校(通常授業)
- ・ 午前10時を過ぎても発令中 → 臨時休業

● 登校後 → 状況により学校待機、または一斉下校の措置

※「土砂災害」及び「高潮」の各警報・注意報は関係ありません。

(2) 豊中市に

震度5弱以上の地震が発生した場合

- 登校前 → 臨時休業
- 登校後 → 状況により学校待機、または一斉下校の措置